

一般会計に7,121万円を追加

地域密着型サービス施設の建設費補助など

一般会計に七千二百一十一万円を追加するなど、十八年度の補正予算七件が提案され審議の結果すべて原案のとおり可決されました。今回の一般会計の補正は、事務事業や補助金などの確定に伴う増減、町税収入の見込み額の増、財政調整基金繰入金の減額などが骨子で、主なものと質疑の概要

- は次のとおりです。
- ▽町民税（個人）…千三百十二万円の増
- ▽町民税（法人）…一千万円の増
- ▽財政調整基金繰入金…五千万円の減
- ▽老人福祉費…二千九百五十一万円の増
- ▽田の浜地区漁業集落環境整備事業費…二百五十万

- 円の増
- ▽道路総務費…六百三十二万円の増
- ▽土地区画整理費…千五百万円の増

問 老人福祉費が増額された理由は。

保健福祉課 平成十九年四月に開業予定の豊間根地区の「グループホーム」と織笠地区の「小規模多機能型居宅介護施設」建設に対する補助金の交付が主なものである。

問 本年度の予算は、見込まれる経費を全て計上した予算編成であったはず。道路総務費の光熱水費が大幅に増額された理由は。

地域整備課 街灯の電気料金で、昨年度の実績により予算計上したが、原油高により料金が約五割上昇している。

問 平成十八年四月一日に県と市町村の共同により「岩手県地方税滞納整理機構」が設置されたが、どのような効果があったか。

税務会計課 町県民税の納付を促すことを中心に行った。催告した税額二千七百四十万円に対して百七十八万円の納付があった。その他の税でも千四十九万円分について、納税相談、分納誓約を行っている。

問 学校管理費の修繕料に小学校のトイレを洋式に改善することも含まれているか。

教育委員会 トイレ改修は含まれていない。状況を確認し企画財政課と協議したい。

投下固定資本総額の引き下げなど

誘致工場の適用要件を緩和

誘致工場の適用要件を緩和する「町工場誘致条例」の一部改正案が提出され、可決されました。今回の改正は、操業初期の経営支援を充実し、新たな工場立地と製造業の振興、雇用機会の拡大を図ろうとするもので、平成十九年四月一日から施行されます。

いずれか低い利率により算出（現行は、規則で定める利率を超える率で二割以内）

「助役」は「副町長」に

4月1日から名称変更

地方自治法の改正により、平成十九年四月一日より「助役」の名称が「副町長」に変更となります。また、その定数については、一人に決まりました。

なお、施行の際に助役であるものは経過措置により副町長として選任されたものとみなされ、任期も助役としての期間と同一となります。

▽工場新設の場合の投下固定資本総額を二千万円に引き下げ（現行三千万円）

▽利子補給の対象となる借入資金に、建物、機械、装置を追加（現行は、敷地の取得・造成）

▽利子補給の額は、規則で定める利率と借入利率の

地方自治法の改正により、平成十九年四月一日より「助役」の名称が「副町長」に変更となります。また、その定数については、一人に決まりました。